

2017 年～ 2018 年度
政策調査会報告書

慶讃法要のその先を見据えた宗門の未来像を考える

真宗興法議員団

目 次

ご 挨拶	1
「教学教化」部会	2
I. 聖教編纂室	
II. 大谷派教師資格	
III. 真宗の教えの過疎	
IV. 次世代への法義相続	
「財政」部会	9
I. 不動産および諸施設の利活用	
II. 宗費賦課金	
III. 相続講	
IV. 決算議会の開催	
V. 交付金および助成金制度の見直し	
「制度機構」部会	18
I. 男女両性で形づくる教団を願って	
II. 過疎問題対策として兼務住職制度の導入	
III. 「別院」に関する諸課題	
IV. 寺院活性化支援	
「本廟護持・儀式」部会	27
I. 本廟護持	
II. 儀式	
政策調査会 各部会構成	36

ご 挨 拶

真宗興法議員団の政策調査会はこの2年間、親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年の先にある宗門を憶念する基本姿勢を保ちつつ、教学教化、財政、制度機構、本廟護持・儀式の各部会に分かれ、検討を積み、同朋社会の実現に向けて歩んでまいりました。

議員団がこの「同朋社会の顕現」を目指すきっかけになったのは、今からちょうど50年前の「開申」事件です。これに端を発し、大谷派なる宗門の本来化への苦難の歩みが始まります。「六条山浄苑問題」、大谷光暢住職による「本願寺離脱申請提出」、「分裂報恩講」などの混乱。対して「宗門崩壊阻止全国同朋大会」、「宗門危機突破全国代表者決起集会」、《古い宗門体質の克服》を実践課題とし、開催された「同朋会運動15周年全国大会」など、宗門の近代化への苦闘があり、ついに、「本願寺宗派離脱申請却下」、「即決和解」、そして1981年に新「宗憲」を勝ち取ったのです。

しかし、それで宗門は古い体質から脱却したわけではありません。我々は宗門問題を通して古い体質、保身と執着こそ我が本性であったということを知られ、そのような我が身を深く懺悔し、同朋社会を願う機会を得たのであります。寺川俊昭先生が「歎異の教団」と表現され、故平野修先生があらゆる大谷派仏事を「慙愧」という言葉で位置付けてくださいました。このような、宗祖の「虚仮不実のわが身にて 清浄の心もさらになし」というお心に添う人間が誕生する宗門に変わったのであります。この宗門の一員となることを慙愧だけでなく、丁寧なる宗門自体の歩みを「この上なく大切に思える」次世代が育つ場を整えるのが、「開申」事件から50年の節目を迎えた我々の大事な役目であると強く感じます。

今般の議会では慶讃法要に向けての総計画ならびに本部職制が議案として提出され、いよいよ2023年に向けての大きな一步を踏み出すことが出来ました。興法議員団は、慶讃法要は大きな打ち上げ花火ではなく、これまで宗門が取り組んできたことを、今まで以上、大切に進めていく機会であると捉えます。

皆様には当報告書をご高覧頂き、興法議員団に多くのご指導とご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

2019年7月15日

真宗興法議員団 政策調査会
会長 木越 渉

「教学教化」部会

主任 齊藤法顕

はじめに

2017年10月より新たに宗議会議員となられた3名を含め、総勢9名のメンバーで、各々が宗政上の課題はもとより日頃の寺院・組・教区の活動の中での課題を抽出し共有するところから当部会はスタートしました。時期はまさに「宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃法要」へ向けた教化研修計画の第1期（自己点検と課題の共有）を経て、第2期（組を基軸とした僧侶と門徒の共学の間、共同教化の具体化）のただ中にあり、政策調査会全体の「慶讃法要のその先を見据えた宗門の未来像を考える」という基本テーマのもと、2018年1月より2019年6月までの約1年半にわたって協議を重ねてまいりました。

個人的な関心事を含め多くの課題が出された中で、特に多くの時間がついやした中心的課題は、真宗大谷派なる宗門の本分として願われる、本願念仏に生きる「人の誕生」と、仏法を相続していく「場の創造」の具現化へつながるものへと集約され、主に以下の論点について調査・研究を進めました。

- I 聖教編纂室の常設化と将来展望について
- II 大谷派教師資格取得とその後の研鑽について
- III 過疎化・少子高齢化時代における真宗の教えの過疎問題
- IV 青少幼年教化と次世代への願い

I 聖教編纂室

真宗教団連合の中では先駆けて1978年に『真宗聖典』の出版がなされて40年余りが経過しています。当時、同朋会運動推進を視座とした「聞法のテキスト」として発刊され、その後の聞法・研修に大きく寄与したことは事実であります。しかしながら残念なことに、発刊後「真宗聖典編纂委員会」は解散の運びとなり、そのため改訂・改版されることなく現在に至っています。

そして「宗祖七百五十回御遠忌基本計画」では、【「教えを公開する」ためのもっとも基本的な取り組みとして、聖教の編纂について、「今後経常的に取り組むことのできる体制を構築することを柱として取り組む必要がある」と表現され、『教行信証（坂東本）』の修復・復刻が行われました。御遠忌記念事業としては、両堂等の御修復事業の陰に隠

れた感はありませんが、重要な一步でありました。

2018 年の第 66 回宗議会において、宗務総長は「2023 年の慶讃法要に向けて『真宗聖典』第 2 版の刊行をめざす」と意欲を示され、出版部に「聖教編纂室」が設置され継続的な取り組みが具現化されました。教学教化部会において、前期（2015 ～ 2016 年）から願われてきた常設機関の設置が実現したことは評価しつつ、その将来的な展望については不安な面もあるとの指摘がなされました。

特に宗門全体の予算縮小化の流れの中で、より多くの予算をあてることの困難さは理解しつつも、慶讃法要後の事業継続に向けてさらなる検討が必要です。やるべき事業を整理し、優先事項の選択を行い、さらに大谷大学をはじめとする宗門関係学校や教学研究所、親鸞仏教センター等の連携を模索しながら、より充実した「聖教編纂室」をめざすべきであり、『真宗聖典』の改版にとどまらず、さらなる聖教の調査研究・編纂出版事業の継続を願います。そこで以下の事項を優先すべきであると提言いたします。

① 『真宗聖典』の改訂・改版

※「是施陀羅」等、差別表現の詳細な注釈・解説・資料を掲載

② 七祖聖教等の編纂・出版

③ 聖教類の現代語訳・外国語訳（英語・ポルトガル語・中国語等）

④ 子ども向け『真宗聖典』の刊行

⑤ 聖徳太子（宗祖の太子観）に関する出版物刊行

また、当局は必要な予算確保のために、新たな「仮名聖教」等の現代語訳本などを刊行し、出版物特別会計からの回付を見込んでいるようですが、「教学教化」に軸足を置いた宗務執行体制の構築をめざし、教区再編等の宗務改革の中で、普通寺院や組・教区の現場に即した教化施策を実施しつつ、中央執行機関としてやるべきことの最重要課題として「聖教の編纂・刊行」をかかげ、確実な予算措置を講ずる必要があります。

そのためには、財務改革とも関連しますが、「目的を明確化」して一定の基金を積むことやクラウドファンディングの活用など従前にはない新たな募財方法を実現し、「聖教編纂」のさらなる前進を推し進めてもらいたいと願うものであります。

Ⅱ 大谷派教師資格

いま、参議会をはじめとすご門徒から僧侶の在り方が厳しく問われています。それは寺族（住職・坊守・衆徒など）の姿勢に対する批判の声であり、同時にこれから大谷派教師をめざす若い世代を養成する制度やカリキュラムの再構築を求める声でもあります。さらに、少子化という時代背景にともない、その減少傾向以上に進む寺院子弟の宗派関

係学校への進学者ならびに若年層の教師補任者数が減少していることへの不安のあらわれとも言えます。

(1) 通信教育制度

そして、このような減少傾向が続く中であって、試験検定による教師補任者数は長年にわたって横ばい傾向にあること（事実上の増加とも言える）から、一般社会に職を持ちながら短期講習を活用しつつ検定による教師資格取得をめざす層が潜在的にも一定数あると思われます。資格取得に関しては、いくつかの教区に設置されている「真宗学院」がその受け皿ではありますが、より多様なケースに対応できる柔軟な制度が望まれる中、自宅において24時間自由に学習に資することができるインターネットビデオ配信を利用した通信教育制度の構築は、時機相応ではないかと思われます。

技術的進歩と普及に伴うコスト低減は、10年・20年前とは比較にならない現状にあり、一方的な配信でなく双方向性をもって受講者に寄り添うことのできるシステムは構築できますし、これにスクーリング等、直接的な人と人との出会いを通したカリキュラムを研究し、なるべく早い段階で実現すべきです。またビデオ配信を外部の専門業者へ発注するのではなく、宗門内にそのノウハウを蓄積することは、教師養成にとどまらず、これからの社会へ向けての教への発信にも有効な手段となり得るはずです。

一方で、大谷大学・同朋大学・九州大谷短期大学など関係校の真宗・仏教学科や大谷専修学院への入学者の減少へ与える影響については十分な考察を要し、また導入にあたっては、これらの教師養成関連学校とも連携し共同で研究すべきであります。

(2) 教師養成のカリキュラム

通夜・葬儀、年忌法要等の「場」における「きちんとした法話が聞きたい」という声は、全国各地より聞こえてきます。また、ある教区門徒会のアンケート調査によると7割の僧侶が「通夜・葬儀のご縁に法話をしない」と回答されています。理由は様々であると思われますが、「大谷派教師資格を取得した人が法話に自信を持てなくなっている」ことも大きな要因であると思います。

このような現状をふまえ、各地で行われている事例を参考に新たなカリキュラムの構築が望まれます。一例として、九州大谷短期大学が九州連区と連携して行っている「教化講習会」をとりあげました。仏教学科の教師による座学だけでなく、表現学科・幼児教育学科・福祉学科という異なる分野の教師による実践指導や連区内寺院を「場」として法話実習を行う取り組みは大いに参考にすべきものと思われます。

また、「伝える・話す」とは逆方向の視点で、大切な方をなくされた人に寄り添い耳を

傾ける「傾聴」の姿勢、あるいはグリーンケアの学びについても、(こういう言葉が世に出る以前から、僧侶には自然に身についていたものかもしれませんが) あらためて時代社会の変化に応じてカリキュラムとして構築すべき大切な要素でありましょう。

いずれにしても、「教化は如来のお仕事である」という押さえ、自信教人信の誠を尽くす「求道者」としての自覚を持ち、誠実な姿勢で社会や門徒さんと向き合うことこそ何よりも大切にすべき根本であることは言うまでもありません。その上で、教師養成のカリキュラムの再構築はスピード感をもって実施すべきです。

(3) 教師資格取得後の研鑽

大谷派住職における兼職の割合は、正確なデータはなく、また単純化できない様々なケースがあり、そもそも調査不可能と思われますが、少なくありません。全体の7割を占めるという説や、教区によっては9割を超えるとも言われます。このような状況下、住職をはじめとする大谷派教師が、自ら研鑽し学ぶ機会や時間が少なすぎるという声は随所で聞かれます。

かつては「推進員養成講座」が「推進員」養成のためのものであるとともに、スタッフをつとめる「育成員」研鑽の場でもあったように、まさに僧侶と門徒の共学の場合は、他にも自主学習会をはじめ各地に存在していましたし、現在も続いています。しかしながら多くの場において、参加する「人」の偏りや減少傾向があるのも事実です。

例えば、運転免許や教員免許のように定期的(強制的)な更新講習の導入なども提起されましたが、やはり大谷派教師にはそぐわないと思われるとの意見を打破するものは出てきませんでした。全国統一の講習制度を制定するよりも、各教区・組の共同教化の中で、現場の実情に合った形をそれぞれに模索しながら、出遇いの「場」を創造するしかないようです。特に教師資格取得や住職就任から時間を空けずに早い段階での共同教化への参画を促す施策を教区・組の単位で構築すべきです。

また、住職・坊守については、就任後10年・20年・30年の節目に表彰(感謝状贈呈)する機会を設けることを提案します。共に同時代を生きる人々が一人でも多く交流し研鑽を重ねる機縁の創出へとつなげたいものです。教師養成とも重なりますが、教団の役割とは、その具体的施策の事例や情報を全国へ提供するところにあると思われるからです。

Ⅲ 真宗の教えの過疎

地方消滅、まして寺院消滅という言葉が巷間に取り沙汰される今、人口減少の問題は地方に限られた話ではありません。人口が増加している都市部においても、その供給源

である地方が消滅すれば、いずれ自身の問題となってくるのは自明のことであり、当然国全体の問題であります。つまり一カ寺の消滅は、教団の消滅へとつながる問題とも言えるわけです。

また、この国においては、今後人口減少に劇的な歯止めがかかり出生率がV字回復の方向へ向かうことも現実的ではありません。私たちはほぼ確実に、2040年には1.5人の現役世代が1人の高齢者を支える時代を迎え、さらにその後も少子高齢化は進み、2060年には今より3割以上減の8600万人になると予測されています。

このような人口減少とともに、寺院・教師数も減少していくことを踏まえつつ「未来の宗門像」を描き、今できること、やらねばならないことを実施していくことが肝心です。

真宗教化センターにおける各種事業の中でも、特に力点が置かれている「寺院活性化支援」にも、過疎・過密の問題は中心課題としてあげられています。各地の声に寄り添い聞きとることからはじめる姿勢は大いに評価すべき点ではありますが、現状の体制構築のスケジュールが本当に全国に浸透できるでしょうか。2017年12月に能登教区過疎問題対策委員会から出された報告書の内容は、地域の実情を反映した生の声が表現されたもので、こういった地方からの積極的な声を出してもらう必要性を感じます。ここであげられた課題は、以下のとおりです。

- ①住職・坊守等、寺族の責務
- ②寺院運営のサポート
- ③法縁を継続するための教化活動
- ④解散・合併をはじめとする法人事務
- ⑤過疎に対応するための体制づくり

いずれも一寺院・一住職には荷が重い課題であり、組・教区とともに教団あげてサポート体制を構築すべきものです。

特に、④解散・合併にともなう法人事務のサポート体制の構築は、急務であります。各寺院の管轄官庁は都道府県であることから、教区改編による教区規模の拡大が、そのまま教区によるこれらのサポート体制の構築へとつながることを望むものです。

また教化面においては、寺院の消滅はもとより解散した寺院門徒の受け入れ先を配慮しなければ、まさに「教えの過疎」へとつながる問題になりかねません。組・教区といった組織ぐるみのものだけでなく、近隣寺院(数カ寺)の共同教化や兼務住職の制度構築も必要不可欠と思われます。

IV 次世代への法義相続

慶讃法要にあわせて出された「5つの重点教化施策」においても、最初に「青少幼年教化」が示されています。いつの時代も次世代への願いの継承は重要課題であります。

その中で慶讃法要記念事業の取り組みに、当部会でも提起された『子ども用真宗聖典』の刊行が『真宗児童聖典（仮称）』として計画されたことは、まことに時機を得たことと思います。戦前取り組まれた未完の聖典をリライトされる方針のようですが、単なるリライトにとどまらず、現代の子どもたちに親しまれる内容になることを望みます。

さらに聖典だけでなく、青少幼年向けの各種テキストや教材の刊行については、印刷物だけでなくデジタルメディアやSNS等の時代に即応した形態の活用など、積極的に取り入れるべきです。

また「寺院活性化」の中で、「青少幼年教化支援員」の養成もはじまっていますが、各教区で活躍されている人との交流を通して、教区において持続的に活動できるスタッフの養成も必須であります。さらに、以前から指摘されている夏休み期間中における「同朋ジュニア大会」と「子ども奉仕団」の担当一元化などは速やかに実現すべき一例ですし、テキスト・教材の刊行も含め、青少幼年教化業務については「青少幼年センター」に集約し、大谷派としての次世代の子どもたちへ向けたメッセージの発信を行うべきです。

以上4点のまとめをもって報告とさせていただきますが、当部会においては、さらに以下の項目についても提起・協議が行われたことを付記いたします。

◇学事・研究機関の連携

大谷大学、教学研究所、親鸞仏教センターの各研究者による連携は、まだ十分とはいえない現状です。今日的な教学課題に対する研究者による座談会、共同研究など、今後の大谷派宗門における教学がより広く深く実践され、現代的表現を獲得することを願います。また、「聖教編纂室」においても、各機関の成果の共有、所属メンバーによる共同作業、研究環境がいっそう充実され展開されることを期待します。

そのためにも中長期的な展望を持ち、財政的な視座も必要不可欠なので、専門的な検討委員会の立ち上げを望みます。

◇聖徳太子千四百回忌法要

本堂内陣余間に安置されているのは「和国の教主」です。その積極的意義を発信することが、親鸞を「宗祖」として仰ぐ真宗教団の使命だと思います。よって、宗門の現時点における「聖徳太子の位置づけ」を検討し、同時に「太子像」の宗門の教学的確認を行

うべきであると提言します。千四百回忌という勝縁を機に、『太子読本』の絶版から30年放置されていた事実の検証から始め、その動機ともなった「問題提起」に応えていかねばならないと思慮いたします。

◇海外開教ならびに外国人への対応等

今後も京都を訪れる外国人観光客の増加が予想され、さらに境内地南側の建物群が国の重要文化財指定を受けたことで、真宗本廟へのインバウンドも拍車がかかるでしょう。そこで従来の受け入れ体制の抜本的見直しをはかり、提言をいたします。

- ①海外開教に従事した経験のある方々の声に耳を傾け、これからの時代、それらの意見を様々な場面に積極的に取り入れる「場」を開くことは不可欠です。
- ②ガイドペンはありますが、参拝接待所のみ設置されている「自動翻訳機」をお買い物広場受付や、渉成園窓口、さらに堂内警備員にも携帯していただき、見学者の安全の確保と緊急事態への対応、かつ文化財保護に備えるべきです。
- ③真宗本廟から「渉成園」への導線の明確化と、一体化した案内版の設置を早急にすべきです。

◇A I（人工知能）時代の教学

今後は、AIと人間の違いを規定しなければならなくなり、従って「人間とは何か」ということが大きなテーマに成るでしょう。つまり、AIが進めば進むほど、宗教問題「自己とは何か」にかかわらざるを得なくなるというのが時代の潮流だと思われます。AIの時代だからこそ、その視点を持ちつつ真宗の基礎教学を大切に、見直しつづける姿勢を持つべきです。

おわりに

「教学教化」の範疇は、幅広く懐深く、テーマを絞りきれないジレンマを抱えながら今期の任期を終えました。様々な制約がある中で、メンバー各位にご尽力をいただき、2回の常会を節目に議論を重ねました。時代社会の変化が、より速く短いサイクルとなる中、「教学教化」が教団の中心課題であり続けることを願います。

興法議員団「同朋の会」であらためてご教示いただきました「教団と教学は二つでなく、教学は教団の実践である。仏法の行である。それ自身行である。願行は実践、教団の実践として教学がある」という安田理深師の言葉をここに刻み、おわりとします。

以上

「財政」部会

主任 訓 覇 浩

はじめに

当部会においては、今期の政策調査会統一テーマ「慶讃法要のその先を見据えた宗門の未来像を考える」に則り、「財」の視点から課題を抽出し調査研究を行いました。

その作業に当たり、命題として基底に据えたことは、宗門としての財の安定と、一カ寺一カ寺の財の安定が相反しない、同時に成り立つ「財」の在り方を探り、構築していかなければならないということです。このことは一見矛盾することのようでもあります、矛盾に終わらせてはならないことであり、また本来矛盾する事柄ではないはずであります。一カ寺一カ寺の活動の確かさが宗門の存在意義を証明し、宗門の存在意義が一カ寺一カ寺の活動の力となる、その実践の中で、「財」の問題に取り組んでいく。「財」をめぐる状況がますます厳しさを増すなかで、より一層強く意識していかなければならないことであります。

今期の調査研究により見出された課題については、部会員が積極的に宗議会において質問し、当局の答弁を得ました。そのやり取りを踏まえ、以下の5課題を中心に、「行財政改革の推進、教学の振興と教化の推進に軸足を置いた宗務機構への質的変換」という当局の示される方針を見据え、調査研究結果を報告させていただきます。

- I 遊休不動産、役宅など本廟周辺諸施設、本廟内施設の利活用
- II 宗費賦課金
- III 相続講
- IV 決算議会の開催
- V 教区および組の改編にともなう交付金および助成金制度の見直し

I 不動産および諸施設の利活用

この課題の調査研究の軸は①不動産冥加金の増収による宗派財政への貢献、②真宗本廟周辺の賑わい創出により教えの伝わる場が開かれる、という二つです。この二つが両立出来る利活用をどのように行っていくのかが大きなテーマです。

不動産冥加金の増収については、総会所跡地の賃貸による増収や聖護院別邸跡地駐車場の賃料改定により、2700万円増が見込まれ、初めて1億円を超過するなど一定の前進がみられますが、真宗本廟周辺の賑わい創出については、まだまだ十分な取り組みと

はなっていないと思われます。

本廟周辺の宗派所有不動産について調査を進めますと、その多くが役宅敷地として使用されており、役宅の老朽化が深刻化している事実が明らかになりました。役宅の今後の運営については昨年の常会で当局から「社宅代行サービスを利用し、賃貸物件を宗派名義で借上げて職員から一定の個人負担を徴収するシステム」を導入し、「現代のニーズにたえない第一・第二正面役宅、室町、乾町役宅については閉鎖または取り壊しを行い跡地の活用について積極的に検討する」との方針が示されました。これを受けて2019年度予算で「借上役宅費」が計上されましたが、閉鎖、撤去の時期については入居者もいることから未定との事でした。早急に閉鎖の時期を設定し、閉鎖した役宅を放置することが無いよう撤去の計画、撤去費用についても検討を進める必要があると思われます。

いずれにせよ、この決定により活用すべき不動産が新たに出現したことになります。真宗本廟周辺の賑わい創出には真宗本廟と涉成園、正面通りを一体のエリアとして捉え、点在する宗派所有不動産の活用計画を策定する必要があります。このエリアには現在、時間貸し駐車場として使用されている総会所跡地、第一・第二正面役宅、重信会館等が存在しており、立地特性に着目し、賑わい創出を念頭に計画を立案すべきです。特に涉成園の直近に位置する第一・第二正面役宅、重信会館跡地には物販、飲食施設を有する「賑わい交流スペース」を開設し真宗本廟、涉成園を結びつける拠点としたいと考えます。涉成園の入場者を真宗本廟へ、真宗本廟の参拝者を涉成園へと導き、相乗効果を生み出しエリアの活性化につながるものと考えます。しかし、撤去と建設には多額の費用が見込まれますので定期借地権による民間業者による建設も視野に検討を進める必要があると思われます。

現在、京都駅周辺では2023年の京都市立芸術大学の移転をはじめ、様々なプロジェクトが進行中とのことです。計画の策定に当たっては、周辺地域住民からの意見聴取、観光業者からの要望の聞き取りなど、情報収集をはじめ様々な課題があります。

このたび、財務部では、不動産活用に関する専門知識・実績を有するコンサルティング会社への委託が検討されており、実現すれば課題への取り組みと実務のスピードは格段に向上するものと、大きな期待をよせております。また、外部への委託によって担当業務の軽減とスリム化をはかることで、行政をはじめ関係機関との連携は、これまでにないスムーズ且つ機能的に運用できる体制が整えられるものと考えます。

不動産冥加金の増収による財政の安定と真宗本廟周辺の賑わい創出を両立し、多くの人々が集い、次世代へと教えが伝わる場が開かれるための取り組みが求められています。

Ⅱ 宗費賦課金制度

2016年に宗務審議会「宗費賦課金に関する審議会」が設置され、この審議会より提出された答申書の結びには、「宗派の将来的な予算規模や、経常費御依頼や宗費賦課金をはじめとする財源の将来的割合が明確に示されない段階では拙速に結論づけることはできない。」と記されております。

しかし今日、これ以上の歳出削減、さらに現状の予算維持が困難になりつつあることから、財政の安定化への道すじをつける施策が必須でありましょう。

財源確保の手段としては、遊休不動産の利活用をはじめ、現状において早急に着手すべきは宗費賦課金ならびに相続講金の増収をはかる以外にないと思われます。

宗費賦課金制度については、賦課金のあり方が長年の課題として議論されてきました。特に、寺院賦課金の賦課基準については、寺格制度を色濃く残しているのではないかという指摘も厳然としてあります。

一方で、僧侶一人ひとりが宗門を担うという責任を明確にするという意味においては、当然、僧侶賦課金の基準見直しも必要でありましょう。

その上で、宗派の将来的な予算規模や財源の将来的割合を念頭に、宗派全体の収入に対し、賦課金収入が占める割合を定率とし、毎年度、賦課金額をある程度変動させることで柔軟な予算編成を可能にすることができないでしょうか。

定率を考えていく場合、収入全体を義務金としての賦課金と、懇志金としての相続講金等の二つに大きく分け、両者のバランスの適正化をはかる目的として定率を取り入れるものです。

例えば、宗派予算を50億円とした場合、そのうち1割の5億円を賦課金とする、40億円ならば4億円を賦課金とするイメージであり、一定のバランスを保つことにより、収入の安定化につなげていこうとするものです。

また、寺院賦課金については、答申書において「現状の賦課号数に代わる新たな賦課基準を設けていくことが確認された」ことから、可能な範囲内の改正見直しとして、現在の号数を簡素化し、隣の大なる号数に組入れるシステムを取ることで、いわゆる寺勢と齟齬をきたさない微増が期待できるのではないのでしょうか

さらに、僧侶賦課金においては、同じく答申書に「第二回門徒戸数調査の結果から算出する一門徒指数あたりの経常費御依頼（2016年度）の負担額が約4600円であるのに対し教師でない僧侶の賦課金が4500円となっている。」とし、「宗派に僧籍を置く僧侶の責任を明確にするという点から、僧侶賦課金については増額改正すべきである」という指摘があります。このことから、相当額を増額し、この際、特に住職・教会主管者

に対しては、責務と権能の上からも、一般教師を上回る増額改正を徐々に実施すべきではないでしょうか。ただし、未成年の僧侶ならびに代務者および兼務代務者については、実情に鑑み据え置くことが望まれます。

行財政改革の柱である門徒戸数調査は、その目的を「経常費を各教区に御依頼する際の割当基準の要素を得るため」と限定していますが、財の基盤という点では、当然、賦課金制度も含まれます。基本的な考えとしては、賦課金制度は、本来、寺の寺勢が反映されるべきものであり、今後、門徒戸数調査の指数を賦課金の要素として用いることへの検討も必要となってくるのではないのでしょうか。このことは、門徒戸数調査の持つ役割こそ、旧寺格制度を乗り越えていく唯一の道であるだけに、賦課金制度に取り入れることの意味は非常に大きなものといえます。

ただし、今日の高い精度に至るまでには、中央門徒戸数委員会をはじめ、関係機関の努力と熱意のほかはなく、宗費賦課金に関する審議会と同様に、それぞれ独立した機関であることへの留意を払うことはいうまでもないことです。

Ⅲ 相続講制度

相続講制度については、これまでの政策調査会においても常に俎上にあがってきた事柄ですが、当部会においてまず基本に据えなければならないこととして共有したことは、相続講制度の精神の教団内への周知徹底を尚一層図っていかなければならないということです。

相続講条例第二条（目的）には、「本講は、真宗教学の振興をはかり、財政の基礎を確立するを目的とする」とうたわれています。まさしく「教材一如」の精神の具現化が相続講といえるのではないのでしょうか。様々な形を用いて外部からの資金確保を検討・導入する一方、懇志教団たる宗門の本来的な姿を再確認することが、相続講制度のこれからの在り方をはじめ、財の問題を考えていくうえで必要であるということです。

年々歳々に亘り、応分の懇志をお届けいただく。こういう基本的な姿勢、本山に対する向き合い方ということをお願いしていく。これが真宗門徒の徳風であり、心得として今日まで連綿と紡がれてきた歴史があります。この真宗の文化とも言える宗風を、今の時代であるからこそ、あらためて確認する時期にあるのではないのでしょうか。

そのような意味からも、御懇念をお運びいただくきっかけとなる賞典内規の改正は、時宜を得たものであり待ったなしのところまできているといえましょう。

内規の改正にあたっては、懇志に見合う賞典として適正かどうかを検討した上で、内容の充実とともに付加価値を高めていくことも視野に入れた見直しをはかることが望まれます。

賞典という言葉が持つ意味の重さを伝え、本廟護持への意識の喚起を促していく、このことは、宗門にとって相続講精神を伝えていく大切な表現であります。

一方、世の動きに的確に応じていくことも肝要です。たとえば、今後、世間でのいわゆる「墓じまい」が進む中で、収骨の需要に対する動向を十分に予測・調査し、新たなご縁作りの場となる可能性を模索することも大切なことだと思われます。また、今後の収骨の受け入れについて、御遺骨の一部だけでなく全骨を受け入れるような対応を、賞典内規の改正に併せて導入できないものでしょうか。

さらに、100万円超の枠を段階ごとに設定した特別収骨を創設し、枠内での賞典内容をそれぞれ充実させていくことが可能になれば、財と教化が一体化した相続講制度が見込まれるものと思われます。特別永代経が実施されている現在では、特別収骨の新設にはさほど抵抗感はないものと思われます。

いずれにしても、相続講賞典内規の改正は、社会の変化とスピードを見極め5年から10年のスパンで改正していくことを常としていかなければ、一世代間が抜けることにもつながり、ひいては制度の硬直化を引き起こす要因ともなりかねず、願いと教えが停滞することにもなりはしないでしょうか。

最後になりますが、冒頭に相続講精神の周知徹底ということを述べましたが、地域や寺院によって相続講制度のはたらきが多様であることもまた事実です。今後、相続講制度がどのような形で機能しているのかを的確に把握し、それぞれの現状に対応できる制度の形を作り上げていくことも今後の課題であることを付言させていただきます。

IV 決算議会の開催

決算議会の開催についてというテーマは、当部会においてもかなりのエネルギーを費やした課題です。以下、いくつかの柱をたてて述べていきます。

(1) 決算をめぐる現況と決算議会の意義

周知の通り、現在宗派では、12月の宗政調査会において「決算概況報告・監査報告」、さらに部門限定での「事業報告ならびに質疑」がなされています。

ただ、前年度の事業の成果を評価し、実施中の当年度事業を吟味し直すとともに、次年度予算編成の道標となる、そういう機能を現行の「諸報告並びに質疑」に求めるのは無理があり、また、行政と議会との緊張関係を担保する意味でも、決算議会開催を求める声上がるのは当然のことと考えます。加えて、予算の補正、条例の制定や改正などは、事業の展開や局面の変化への迅速な対応を可能とするものであり、この予測不能の時代

にこそ求められる改革であると思料します。

(2) 決算議会開催への機関の設置について

財務長は昨年議会の答弁の中で、決算議会開催について、「当局といたしましても、課題を列挙するだけではなく、どのようにすれば克服していけるのか、協議検討を重ねてきております。しかしながら、問題の重さに鑑みますと、まずは、今までの取り組みの成果を踏まえ、当局と議会が議論を尽くし、共通認識を図ることが取り組みの第一歩であると考えています」と述べられました。

つまり、課題を克服するための協議検討・取り組みによって成果はすでに出ている。当局と議員が具体的議論を尽くす素地は既にできているということです。当局も「課題を克服」という前向きな姿勢で取り組んでいるのですから、次は、本年の議会での総長答弁にもあるように、議会が主導的に取り組みを始める、具体的には決算議会開催に関する機関を設置し、議会と当局がともに開催実現に向けた案を練り上げていく段階へとステップアップすべきだと考えます。期間・日程や経費面の課題、また事務負担の軽減策について、例えば宗政調査会との調整や本議会の日程精査など、互いが腹を割って知恵を出し合い「課題を克服」していく作業を始める時だと思料いたします。

(3) 決算議会開催と宗憲改正

また、決算議会開催について宗憲改正の必要性が言われますが、当面は第26条2項の「臨時会」として開催する選択肢もあるのではないのでしょうか。諸案件で「宗憲改正」が課題となっている中、決算議会については暫定的な運用で対応していく方途もあると考えられます。

V 交付金および助成金制度の見直し

周知の通り、岐阜・高山教区及び日豊・久留米・長崎・熊本・鹿児島教区においては、新教区準備委員会において2020年7月の新教区発足に向けた具体的な協議に入っており、難題が山積する中にも前向きにその歩みを進められています。関係各位の真摯なる取り組みに対し、心より敬意を表するものです。

ただ、例えば九州における協議の中で課題として見聞されるのは、未だ当局より宗門の将来像、中でも本山・教区・組の役割分担が明示されていないため、大きくなった新教区および新組のイメージが描き難いということであります。

(1) 教区への交付金・助成金制度の見直しについて

そのような中、本年議会の財務長演説において、向後4カ年度で、宗務全般において「宗務所・教区・組・別院・普通寺院の役割」を確認し、その役割分担に基づき宗務機構の抜本的改革を検討するとともに、教区改編を推進するなかで、交付金及び助成金を主な財源としている教区運営の在り方を検討する旨を述べられました。

これまで宗会における興法議員団議員の代表質問・一般質問さらに政策調査会でも取り上げられたことであり、当局も課題として認識されていることとして「地方の自立的運営」があると思料します。宗門の将来像を視野に入れるとき、教区の改編が単にその規模の拡大にとどまるのではなく、教区行政・教化事業については教区が自主的に責任を持って運営する、そういう仕組みを構築していくことが重要になってくると考えられます。現在、九州において模索されている教区像も方向性としては同様のものと受け止めています。

一方で、財務長演説の通り、教区運営の主な財源は宗派からの交付金・助成金であります。前述の「教区行政・教化事業について自主的に責任を持って運営する」という教区像を想定するとき、この仕組みでは教区の行政・事業の主体者としての責任、その意識が希薄なままにとどまるのではないかと危惧します。御門徒から直接いただく「懇志」をもって教化事業など教区運営の基盤とする、そこに自ずと「財」に対する意識改革が生まれてくるのではないのでしょうか。

そこで今回の行財政改革の一環として、現行の教区への交付金および助成金制度を思い切って見直し、基本的に教区運営に資する財は「教区費」として地元の御門徒に直接御依頼する仕組みへ移行することを検討すべきと考えます。

(2) 行財政改革の発信による「教区及び組の改編」の更なる推進

当局はこれまで何度か「教区および組の改編の先にある行財政改革」という方針を表明しています。現在「17教区案」への作業が進行中であることを考慮すれば、現実的な判断であると思います。ただ敢えて言えば、地方の自立的運営を促す行財政改革を発信することによって、その責任を担うに相応しい規模の教区および組を、地方が主体的に考え提案していく、そういう方向へと発想を転換できないのでしょうか。

2040年問題など、将来から問われる問題性を視野に入れるならば、更なる広域教区への改編は不可避であり、「大きな行政単位」・「教化の基軸たり得る組」の編成は地方の主体的選択によって為されることが望ましいと考えます。

以上、主に九州における教区及び組の改編の取り組みを通じて感じることを、また見聞したことを述べてきましたが、当部会では上記と異なる意見も交わされていますので、その

幾つかを併記させていただきます。

- 「交付金に頼らない地方の自主的運営（自治）」は理想として語られるが、他派の例を見ても現実には大変困難であり、地方行政の混乱・教化力の弱体化を招く可能性が大きい。
- 中央集権的ということも宗教教団ならばむしろ当然であり、同朋会運動をはじめ中央からの様々な発信・手立てによって大谷派教団は全教区的に行政・教化について安定的にその使命を果たしてきたことを忘れてはならない。
- 交付金・助成金制度も「真宗大谷派」の大事な伝統であり、地方における教化事業の推進を支えてきた歴史がある。
- 「地方自治推進」も「交付金・助成金制度の見直しも、結果として宗派への帰属意識の希薄化に繋がることとなる。

おわりに

以上、各課題について報告してまいりましたが、最後に、今議会における財務長演説の中で特に肝要と思われる事柄を掲げ報告を終わります。

財務長は演説の中で、今後の行財政改革の推進として、

2019 年度から 2022 年度の 4 カ年度の中で教化事業を含め宗務全般において「宗務所・教区・組・別院・寺院の役割」を確認し、その役割分担に基づき、業務削減及び人事計画並びに部門の統廃合について検討するとともに、教区改編を推進するなかで、今後、厳しさを増す寺院運営を考慮した経常費御依頼の在り方並びに交付金及び助成金を主な財源とする教区運営の在り方を検討してまいります。

と述べられました。ここには、業務削減、人事計画、部門の統廃合という宗務の在り方そのものに対する抜本的改革の意思が示され、またその基盤に、いわゆる宗務機構にとどまらず、寺院の役割も含めた役割分担の見直しが据えられており、このことは、宗門の形そのものを問い直していくことにつながる、大変重要な提起であると受け止めます。ここからは、財の課題としては、宗門の財政規模の中で、「人件費」の占める割合が適当かどうか、あるいは中央宗務費の割合など、歳出の形に対する大きく踏み込んだ見直しが意図されているように思われます。このことは、慶讃法要後の宗門のあるべき財の形を見定めていこうとするとき、きわめて大きな事柄であると、財政部会としても受け止めます。

そのことの推進のために、本年度は議員や教区役職者などへの意見聴取が計画されておりますが、確実に一段一段の階段を上がっていくためにも、その意見聴取が一方通行の聴取ではなく、今回の財務長演説の表現にまでなったこれまでの宗務所内部での協議

の積み重ねが公開共有され、その内容を踏まえて議員や役職者との意見交換が実現することを切に願います。当局に対して、そのような形での課題共有がなされる手立てを講じていただけることを最後に希望し、調査報告とさせていただきます。

以上

「制度機構」部会

主任 清 史彦

はじめに

同朋会運動が1962年に提唱されて以来50数年、諸先輩方は単なる信仰運動に留まらず、教えを具現化する組織としての「同朋教団の確立」を目指して、1981年の現宗憲制定を機に種々の改革を行い、いわゆる「教団問題」にも決着をつけて来られた。

その同朋会運動の端緒である1962年の宗議会において、当時の訓覇宗務総長は「真の人間の発見は、東洋の仏教を待たねば成就しない」「現代の世界人類に応える」と、「同朋会運動」という「信仰運動」の本来性、必然性を高らかに述べられ、同時にその願いを具現化するには程遠い「宗門の前近代的在りかた」を自己批判されている。

爾来50有余年、「世界人類に応える」という願いの実現にはまだまだ道遠しであり、「同朋教団の確立」を願い「古い宗門体質の克服」を掲げたものの、目指す「宗門改革」の速度は遅々としている。宗憲の願いの具現化として、宗門のそして宗門人の意識に残る「古い体質の克服」は、もう待ったなしである。

真宗興法議員団政策調査会「制度機構」部会は、「同朋教団のあるべき制度機構」とは具体的にどういうものなのかを念頭におき、「宗門の活性化」をキーワードとして、この2年間調査・研究とその議論を重ねてきた。

2023年にお迎えする「親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業」の総計画が宗会において可決し、いよいよ全宗門あげて慶讃法要に向けての歩み出しが始まった。このときにあたり、当部会は2023年までになすべき宗門の活性化を具現化する「同朋教団の制度機構」について、下記の5点について調査・研究・議論した。

- I 男女両性で形づくる教団を願って
- II 過疎問題対策として、兼務住職制度の導入
- III 「別院」に関する諸課題について
- IV 寺院活性化支援について

これらの諸課題について、宗議会での質問も行いその実現を図ってきた。以下、種々の提言などを含め詳述する。

I 男女両性で形づくる教団を願って

真宗大谷派宗憲前文にある「同朋社会の顕現」「同朋の公議公論」の基本精神に基き、男女共同参画による宗門運営を、積極的かつ計画的に推進することは、同朋会運動の歩みの中で古い宗門体質の克服という課題を見出した宗門が、ひとえに真の同朋教団を目指すことになる

また、この取り組みは、宗門の将来構想と切り離して考えられるものでなく 慶讃事業と軌を一にして取り組みとして、宗門の基盤づくりの一環として進められるものである。今後、「男女共同参画推進会議」が主体となって教学、教化、儀式、制度、機構など各部門や機関が所管する業務の一つひとつを点検し、男女共同参画のための施策の目標年次、目標値、実現手段、担当部門・機関等を盛り込んだ「男女共同参画実施計画」を策定することを提言する。

これにより、男女共同参画による宗門運営を積極的且つ計画的に進めることになり、宗門活動の更なる活性化につながっていくことになる。

(1) 男女共同参画推進条例の制定と実施計画の策定を願う

人である限り男女平等は常識であるが、男性優位の社会意識はそのことに対しての根本的問題となっている。法制上は男女の格差が是正されてきたとはいえ、性別役割分担意識の克服は、我が宗門においても十分ではない。宗門を取り巻く危機的状況に対応するためにも、より多彩な「人」を登用し、多様な発想を生み出す環境を整えることは、宗門の活性化に不可欠であると考ええる。

坊守は、真宗教団において積極的に寺門運営の中心である教化に関わってきた職分的存在であることが知られる。

宗教法人法や寺院規則という世法では、代表役員たる住職に大きい権限を与えられているが、宗憲の精神に則って思考するに、特別措置条例により組門徒会における女性参画の増加に結びついたことから、坊守もまた宗政に積極的に参画できる法整備が必要である。

宗門においては、2019 年度より 5 カ年計画で「男女共同参画実施計画」を立案・実行するようになっているが、「男女両性で形づくる教団」をめざして、より強力に施策をおしすすめるためには、「男女共同参画推進条例」の策定と推進計画の策定が必要になってくると考える。

(2) 女性の宗政参加を図る

①宗議会における女性議員のさらなる誕生を願う

宗議会の被選挙権は制度上では男女同等となっているが、女性議員は数名にとどまっている現状にある。

一般社会では、女性の参画を促進するために雇用、政治活動、教育など様々な分野で法制化を図るなどの取り組みが行われており、効果的なものとして、女性の数や比率を高めるための割り当て制度としての「クオータ制」がある。制度は整ったがその実が伴わない現状を打破する一つの方途として、時限立法として「クオータ制」などの導入も必要ではないかと考える。

ただし、現在宗議会議長の下に「議員定数に関する会議」が設置され、議員定数の算出根拠や見直しなどについて協議中であるため、そこでの議論との調整も必要になってくる。

②組会における女性の積極的参加について

坊守は住職の代理として組会に出席はできるが、正式な組会員とはされていない。教区及び組の改編を見据えた今日、特に組において坊守籍簿登録の有教師坊守の参画を図り、組の活性化を図る契機としていかなばならない。坊守が責任を持って組の活動に参画するためには、正式な組会員とならなければ本当の組の活性化につながらない。

「坊守」が正式な職分として認められつつあることは、「選定坊守」が可能となっていることから了解できる。今後、更に坊守の位置付けを明確化するためにも、法制上正式な職分として組会員に加えることも必要であろう。

《正副組長選挙について》

坊守が組会において宗政参画を果たすことができるなら、当然組や教区の運営や活動を通して宗政の責任も担えるはずである。ただし、寺族が宗政に直接関わろうとする時、教師資格を要件としているので坊守にもそれが求められる。

現在、坊守籍簿登録者数は全寺院数の53%程度にとどまり、有教師坊守数は1182人、坊守全体の14%弱に留まっている。要件を満たせば正副組長に立候補できるとなれば、中央宗政への進出やこれらの数値を上げるための施策として、組の活性化へとつながっていくのではないかと考える。

※制度導入の際は寺院間の公平性を保つため、議決による採決については「一寺院一票」とし、正副組長選挙については選挙・被選挙権とも「一寺院につきそれぞれ一票、一人」という制限が必要になってくる。

③坊守の位置づけについて

坊守については、法規上「特に必要があるとき」となっているが、もっと明確にすべき

である。住職の配偶者が坊守となることは優先されるべきであるが、選定坊守も可能とされており、籍簿登録 100%を目指して制度の周知徹底とさらなる推奨が望まれる。「坊守籍簿に登録しても何のメリットもない」という声に応えるためにも、坊守をはじめとした褒賞制度については住職と同様のものとなるよう、その充実も図るべきときに来ている。

Ⅱ 過疎問題対策として、兼務住職制度の導入

兼務住職制度については、「兼務」と「代務」ということの意味や内容の違い、現在住職代務者を勤めておられる方への聞き取りなどを行って議論してきたが、ここで課題をとらえなおし、より広く「寺院活性化」のための施策の一環として考えていく。

大谷派では、解散や合併する寺院が年間平均約 15 カ寺にも達し、さらに不活動寺院の増加などもあり、毎年だいたい一つの組が消えていくような、まさに看過できない状況である。深刻な過疎に直面し、堂宇の維持が困難な小規模寺院も増えてきているが、寺院以外の兼職によって何とか当該寺院の生活や経済を確保している実情がある。

古くからのご門徒が、絶えてしまったり転出されたりと、減少の一途をたどる過疎問題に直面している寺院が多数ある。そのような中、聞法の道場である寺院を次世代を担う寺族や若いご門徒たちにどのような形で手渡していけるのか、多くの人が不安を抱いている。経済的な理由や法規上の問題で、解散や廃寺及び吸収合併を選択する前に出来得ることの提言をする。

(1) 兼務住職制度の導入について

2019 年 3 月現在、全国 8691 カ寺の大谷派寺院の内、住職代務者を置く寺院は 729 カ寺。多い順で、京都教区 97 カ寺、大阪教区 59 カ寺、長浜教区 51 カ寺である。理由の多くは後継者不在だが、現行の住職代務者制度は、いずれ後継者として期待されている者が居ることを前提とした制度である。後継者が見込まれず、かつ財政基盤も弱く外部から住職を迎えることが困難な寺院、また実際に代務者すら置けない寺院に至っては、教化活動も停滞することでいよいよ悪循環となり、結果的に不活動寺院に陥ってしまう。このような状況は、「一カ寺一住職」という宗憲の理念さえ崩れ、「一カ寺無住職」と言わざるを得ない。兼務住職制度は、兼務であろうとも教化にも積極的に携わることが出来る住職を置くという事で、「一カ寺一住職」という基本に適った制度であると言える。

兼務住職制度は、寺院の合併や解散の回避、また住職の兼務による収入の安定化などの観点からも、看過できない寺院減少の今、緊急に実施せねばならないことである。

寺院の存続や門徒の離散という危機にあたり、全国にある普通寺院が解散へ追いやら

れるようなことなく、聞法道場として地域に根付き大切にされてきた歴史を次世代につないでいく方途として、お念仏の道場の生き残りをかけた施策としての兼務住職制度を早急に導入すべきと考える。

ただし、兼務住職制度の導入に際しては、関連して次のような課題もあるので、それをクリアするための法整備が必要である。

- 寺院運営と系襲姓の関係性
- 現行の代務者制度との棲み分け
- 選挙資格、被選挙資格のあり方
- 賦課金の取り扱い
- 教区や組などの組織体の構成方法
- 現行の坊守制度の見直し
- 本務と兼務寺院における距離的問題への対応
- 住職修習の受講（兼務する寺院のご門徒と共に）

(2) 住職代務者制度について

前述の兼務住職制度の導入は、決して住職代務者制度を否定するものではなく、次の住職が決まるまでの救済的意味で有効な制度だが、現行ではいくつかの問題がある。

【任務】

寺院教会条例第 13 条には、「代務者は、住職又は教会主管者に代わってその職のすべてを行う」とあり、さらに住職・教会主管者の任務とは、同条例第 8 条に「住職又は教会主管者は、寺院又は、教会の興隆発展に努め、その機能を発揮させるため、門徒の教化と当該寺院または教会に所属する僧侶及び寺族の指導の任に当たるとともに、率先して教法を聞信し、教学を研鑽しなければならない」とあり、法規上は住職と同じ職務を課せられている。

しかし、住職代務者はどこまでも代務であり、住職と同等の職務を履行することへの限界があるのではないか。また、遠く離れた教区の寺院代務者になることへの制限がなく、そのような場合はなおさらこれらの任務を行うことが実質的に困難となる。そこで、住職代務者の選定には、教区を跨がないなどの条件を付けるべきである。

【任期】

「代務者の任期は 3 年、再任は妨げない」となっているが、3 年に一度の更新手続きと金銭的負担も重荷になっている。この住職代務の再任回数に制限を設けるなど、当該寺院においては後継者育成に傾注しつつ、教化活動を停滞させることなく早い時期に住職を選定できるよう努力を促す意味からも、住職代務者制度の見直しをするべきである。

Ⅲ 「別院」に関する諸課題

(1) 別院の位置づけと宗門の支援

大谷派宗門は、歴史的には教如上人の御坊建立と御坊からの教えの発信によって、今日の教団が形作られてきた。現在、別院は宗派の別院でありながら、法人格を有していることや地域の歴史的特性などの面から、普通寺院と同様に独立性を持った寺院と見なされがちである。教団問題を通して、「宗本一体」は確立されたが、「教別一体」や「宗別一体」とは成り得ない状況からすれば、別院の立ち位置が明確であるとは言い難い。

そこで、地域の教化拠点として機能を果たすべく別院の本来性を考えるとき、現代の社会状況において今後その機能として十分に期待できる別院については、別院の独立性は尊重しつつも、宗派が積極的に関わるような体制構築も必要である。

(2) 由緒のある別院についての宗派の関わりについて

吉崎・岡崎・山科の三別院は、宗史上重要な由緒を持つ別院であり、崇敬区域の枠組みを超えて、全宗門を挙げて維持管理していくための道筋を条例等によって定めるべきである。

現在、吉崎別院は人件費（一部）を宗派負担、岡崎別院は輪番を出仕として宗派から給与を支出し、山科別院は一定の法務収入・墓地事業の展開などによって、それぞれの財源が確保されている。しかし、今後は宗派の重要史跡として保存管理することを含め、宗派による直轄管理が必要だと考える。

(3) 別院の統廃合

時代とともに宗門を取り巻く環境が激変していることに鑑み、本廟・別院・普通寺院の総合的なあり方を今一度見直すべきである。

2008年に設置された「別院問題研究会」、2010年から2012年までの宗務審議会「別院に関する委員会」では、多くの研究調査がなされ答申が出された。その中で、別院の総合整備のため、本堂等の大規模営繕や緊急災害時の復興を目的とした「別院相互扶助」の提言があったが、ほとんどの別院において財政的に余裕がないという現状にあり、その導入は難しい状況にある。

交通網の変化や人口動態を考えると、全ての別院が現代における地域教化の拠点として適しているのか、さらには宗派の財政的状況からすべての別院を護持していくことが可能なのかという点からも、別院の統廃合も含めた検討を進めていくべきときに来ている。

ただし、別院の統廃合については、宗派主導ではなく崇敬区域・教区・組において十

分に議論を積み重ねることが肝要である。

(4) 専門部署「別院室（仮称）」の設置について

別院の会計において、不正問題がたびたび発生している。輪番・会計の任命時に、十分な研修を実施し、公金の扱いにおいては、慎重を期すことを指導するシステムが必要であるが、そのような十分な指導や、上記①、②、③で述べた、別院支援を行うためにも、専門部署を設置すべきである。

現在、別院に関する全般の担当は組織部であるが、組織部教務の業務は多岐にわたっており、これまで以上に別院の内情をしっかりと掌握し監督統括するためには、例えば「別院室」などの専門部署を設置し、教化においても運営においても、宗派が密に別院と連携をとれる態勢を構築していくべきである。

(5) 沖縄別院について

沖縄については、日本国内にありながら準開教区という位置づけに留まっている。しかし、沖縄における新寺建立、並びに新寺の宗教法人格の取得の支援、また教師資格を取得したい方々の支援を強力に行い、より早く「九州教区沖縄組」を構成すべきではないか。全国的にみたとき、残念ながら廃寺や統合が多い中にあり、沖縄は例外的に新寺建立を目指す方々が多くおられる特別な地域であるため、宗門の力をもっと注ぐべきである。

沖縄では、これまでの寺院活動の基盤にあったいわゆる寺請制度の歴史がなく、従来の寺と門徒の関係を越えた新しい形での教化のあり方を模索していく必要がある。そのためにも、従前からの日曜礼拝などに加え、保育園や老人施設や病院とのタイアップなどを行うべきである。そして、沖縄におけるこの取り組みをこれまでの寺院基盤が崩れていく次世代において、今後全国の新たな教化活動のモデルケースとしていくべきである。

IV 寺院活性化支援

何とか寺を担おうとする若い僧侶のやる気を促し、元気と勇気を与え、それぞれが動きやすくなるような施策として、「寺院活性化支援室」及びそれを担当する企画調整局のさらなる充実と、その取り組みが各教区に展開されることに期待する。特に、各教区において「寺院活性化支援室」が設置されることを強く望むものである。

(1) 各教区における僧侶の研鑽の場の設置

各教区において、次世代を担う僧侶はもちろんのこと、兼職されている僧侶や、定年後住職になろうとされている僧侶の課題を共有し、研鑽できる場の設置が必要である。

また、相談窓口の設置が大切である。これから住職に就こうとされている僧侶が、意欲を持って寺を担っていけるように、どんな些細な事でも相談できる窓口を教区単位に置くべきである。

(2) 法務支援について

「寺院活性化支援室」が実動し始めたが、その支援は今のところ「教化活動」についてが主となっている。しかし、多くの寺院からの要望の一つに「法務執行」ということがある。過疎地域などにおいては、教化活動どころか住職や代務者の高齢化や傷病、兼職などにともない、法務の執行さえ困難になってきている。

その支援の方策として、例えば次のようなことが考えられる。法務代行の相談窓口を教務所に置き、法務代行が可能な僧侶方を登録し、ある寺院の法務執行者が不在となった際に、次の法務執行者が現れるまでの間登録された方々に法務代行を行っていただくような体制を構築する。その際に、法務収入の半分程度は寺院に残るように企画し、もし不足分が出る場合は教区が支弁するなどの枠組みを作る。また、近隣地区に別院があるような場合は、その別院に法務支援の「人」を配置するなどの手立てもある。

(3) 宗門・寺院の社会的責任

文化庁の宗教統計調査によれば、各宗教団体の信者総数は、我が国の人口の1.5倍近くの1億8000万人を超えている。この数字は、複数の宗教団体でカウントされている人が多いということだが、同時に宗教を求めている人が決して少なくないということでもある。昨今の青少年、特に青年のひきこもりや自死の問題、痛ましいいじめや児童虐待を考えると、地域に根付いた寺院の果たせる役割は少なからずあるのではないか。

寺院における交流サロン開設や、市民会館・葬儀会館等での仏教講座の開設等、現に全国各地で有志僧侶による法話研修や一般市民に向けた仏教講座が開催されている。そのような取り組みへの支援や、広報として紹介することも「寺院活性化支援」の大きな責務ではないか。

おわりに

宗門の将来像を見据えた「宗門の基盤づくり」として、宗務改革は非常に重要な課題である。特に教区・組の改編や門徒戸数調査がその具体的な取り組みとして位置付けられている。

そこで、宗務改革の取り組みの中で「本山（宗務所）・教区・組の役割分担」の明確化を図ることが不可欠である。当部会では、交付金のあり方や、宗務役員の職務の効率化等を視点とした検討に着手したものの、残念ながら議論を十分に深めることはできなかったを付記しておく。

激動の「教団問題」を抱える中で「現宗憲」を実現してこられた大先輩の一人のお話を聞いたことがある。彼は、「同朋教団の確立」という願いの実現には、まだまだ至らぬところが多く残されている事を指摘され、「これからの人たちの課題だ」「宗門改革は闘いだ、覚悟が要る」と締めくくられた。

我々、「制度機構」部会の調査・研究・提言は、「生き活きとした同朋教団の確立」を願っての、「同朋教団のあるべき制度機構」の具体像の一端を示したものである。共に実現していくことを願ってこの項を終えたい。

以上

「本廟護持・儀式」部会

主任 那須信純

はじめに

真宗興法議員団の政策調査会は、多くの場合4部会に分かれて調査研究を重ねてまいりました。今般「本廟護持・儀式」という新たな部会が立ち上げられましたことは、宗門の課題としてどう応えていくかという要請があったからだと推察します。

部会において、部員が多忙を極め全員参加での会合が実施できず、十分な検討を重ねることができませんでしたが、多くの問題点が浮かび上がってまいりました。

I 本廟護持

- (1) 短期的に見た場合の境内建物護持
- (2) 長期的に見た場合の境内建物護持
- (3) 参拝接待所の問題
- (4) 院号収骨の奨励
- (5) 共済制度について

II 儀式

- (1) 本堂内における椅子式作法
- (2) 在家法要のあり方

I 本廟護持

「本廟護持」という大きな題目に対して検討することとなりましたが、本廟護持に何が含まれ何が除外されるのかを明確に示すことは不可能であると思われます。大きな意味で言うならば、真宗大谷派が担う教学・財政・制度すべてが本廟護持の範疇に属するものであるともいえるでしょう。物質的護持・経済的護持・精神的護持等が考えられますが部会での話し合いの中、敢えて5つの点について調査研究を進めました。

(1) 短期的に見た場合の境内建物護持

2018年9月4日に京都を襲った台風21号は、真宗本廟にも大きな爪痕を残しました。鐘楼・阿弥陀堂門・菊門の被害や瓦の飛散、樹木の倒壊などがありました。現在でも、真宗本廟の顔といってもよい烏丸通りに面する諸施設の修繕を終えていません。応急的

処置で部分補修はされているものの、その姿は嘆かわしい状態であり、この状況が続けることは無策の拡散でもあります。既に被災から 10 カ月が過ぎようとしています。保険金、補助金等の関係があり進捗状況が当派だけの問題ではなくなっていることは十分承知していますが、これを見た御門徒の悲しみを十分に考慮し、早急に本格的修繕の対応が求められています。諸施設営繕の為に積み上げられた金員の使い方や迅速な対応も今後の課題となってまいります。

(2) 長期的に見た場合の境内建物護持

本年 5 月 17 日、真宗本廟境内建物 6 棟の、国の重要文化財指定に向けた広報がなされました。いろいろな考え方があると思われますが、今回の重文指定は単なる大谷派だけの問題ではないと考えます。真宗本廟が広く世に認知され、先達のご苦勞を偲ぶとともに更なる御教えの宣布という観点から誠に喜ばしいことであります。

今後 30 年にかかる本廟建物修繕費用は概算で 61 億円と見積もられています。重要文化財指定を受けることによって修繕費用の半額の助成が受けられるとのことですが、国の予算範囲の中での按分ですから、申請から修繕完了までの期間はおのずと長期化されることが予想されます。また修繕方法の詳細を文化庁と審議することが必要となり即応性については残念ながら停滞すると考えられます。また本廟境内地北側の内事洋館を含む諸施設については、今後文化庁が調査を行う予定であることから、将来本廟全体として重要文化財指定がなされることを勘案して行動すべきことと考えます。いずれにしても、重文指定を勝縁として長期的な修繕計画を早急に立案し、実施していくことが望まれます。

また、営繕の為に年間 1 億円を積み立てる施策が、2019 年度より開始されます。

(3) 参拝接待所の問題

参拝接待所は、全国から集う御門徒と対面、対応する真宗本廟の顔でなくてはならないと考えます。本廟収骨・永代経・申経等で初めて宗務役員と対話する場であり、本廟上山の第一印象を決定づけます。現在、受付前の人動きと上山者とが視線を合わせるということから考えると問題があると思われます。参拝接待所事務所の家具配置の見直しによる視界の改善等、好印象が得られるような努力が必要と考えます。また石段で靴が脱ぎづらい事や風雨時に縁が濡れてしまう等の指摘もありました。

収骨等が少人数の場合、参拝接待所内で真宗本廟法話がおこなわれることとなり、受付事務のすぐ近くで聴聞せざるを得ないのが実状です。これは大きな問題です。参拝接

待所の機能充実のために地下ホールが建設されました。建築後 20 年を経ましたが、その責務は果たされているのでしょうか。今後どうしていくべきなのかを真剣に論議し結論を見出すことを要望します。またギャラリーへの動線でいえば、法話中にその空間を横切ることとなります。以前検討されたギャラリー自動ドア正面から直接入れるような状況を願います。

「参拝者を丁寧にお迎えする」という観点からの問題では、御影堂、阿弥陀堂の清掃作業が参詣者の目の前で行われている事例を聞き及んでいます。また毎月 12 日、27 日お逮夜、収骨等の後の帰敬式終了時間が 4 時に迫る場合があり、阿弥陀堂閉扉時間と重なることから閉扉時間の 30 分延長を考えるべきだと思います。

本廟部員（式務所員・参拝接待所員）全員が、身だしなみ・会話術・笑顔の表現等を整える必要があります。そして企業受付ビジネスマナー研修の受講を必須化するなどの施策が望まれます。

(4) 院号収骨の奨励

地域差や住職の思い等で教区によって温度差がありますが、宗派を支える財政基盤の多くを院号収骨によって賄っていることは紛れもない事実であります。どのような募財制度を今後確立していくかを検討することと並行して、本廟護持の観点から院号収骨の奨励をすすめるべきと提言致します。上山の方途を広げる為に、教区や組での団体収骨や、より積極的に奨励を進めるために寺院への還付等も考えるべきでしょう。

また相続講賞典としての院号収骨について、より公開性をもって周知すべきと考えます。複雑に絡まった制度の中の賞典という事項であるが故に、多くの寺院関係者に理解されていないという一面もあると思われます。制度を丁寧に説明していく努力が必要と考えます。

現在「相続講賞典内規」は原則非公開であり、宗議会宗政調査会における開示についても資料請求を必要とします。しかし、現実には各教区で発行されている寺院教会名簿の巻末付録として広く開示されています。内規から条例別表もしくは達令別表に格上げし「真宗大谷派法規総覧」に掲載すべきです。併せて「法要座次・衣体内規便覧」等の奨励事務に関する資料も公開して広く周知すべきと考えます。

(5) 共済制度について

1. 加入者から見た第二種共済の問題点

①出ない

1口1万円の加入であれば、1千万円が無条件で給付されると勘違いしている加入者が多く、実際に受け取る額に不満が出ている。(周知徹底の不足)

②遅い

1災害に対して全ての被災寺院の申請を待ってから審査する故に最初に申請をした寺院は最後に申請した寺院を待つことになる。

③少ない

復興共済金が出ない場合は、復興共済見舞金による手当てがあるが額が少ない。被災状況 20%未満の損害に対する手厚い補償を考慮しなければならない。(20%未満の災害復興見舞金は上限 1 百万円) → 本年常会において改善

2. 共済事業主(本山)における問題点

①共済審査会の問題(宗務役員の労務軽減・支払事務の煩雑性)

北海道の地震の際に、現地調査のために担当部署の宗務役員が、一月の間に数回の出張を重ねなければならなかったと聞き及んでいます。また広域災害においては、手続きを経て共済金が支払われるまでの事務量は膨大なものになります。専門的な知識を取得してスペシャリストとなっても転勤等の部署異動によって、習得した能力を継続的に発揮することができなくなります。餅は餅屋という言葉があるように、任せられる仕事は外部委託するなどの方途を模索すべきと考えます。

②大谷派における共済事業に関する法的根拠

大谷派の共済には約款が存在せず、共済条例、施行条規、特別会計条例が各々あるのみで加入しようとする者に対して契約内容詳細を一括提示しきれていない。給付時に大きな問題となる共済条例第十九条(給付額の制限)や復興共済積立金残高を周知徹底した上で承諾を得た後の契約を行っていない。

③第二種共済「復興共済金」の不平等性

1災害に対して復興共済積立金総額の 1/2 を限度として支払われる。積立金を 70 億円と仮定して、35 件の 10 口加入寺院が被災した場合に満額の 1 億円が支払われるが、1 月後に同条件の被災があった場合には、積立金残額が 35 億円であるので 5 千万円しか支払われない。同じ共済金を拠出しながら、被災時期によって著しい不平等が生じる。

④共済制度廃止時の残余財産帰属先

宗教法人「真宗大谷派」規則（残余財産の帰属）

第七十九条 この法人が解散した場合における残余財産は、責任役員会の議決並びに宗議会及び参議会の各議員の定数の三分の二以上が出席した議会において、それぞれ四分の三以上の多数による議決を経て、公益法人又は国若しくは地方公共団体に帰属する。

とあるが、これは包括法人である「真宗大谷派」全体の帰属先であり、共済制度廃止時は想定されていない。ということは、将来に亘ってこの制度を維持し続けなければならないこととなる。

⑤復興共済積立金の扱い（73 億 4319 万 3927 円 2018 年 9 月 30 日現在）

共済条例 第十七条 納付した共済拠出金は、前条第五項に定める場合を除き、理由の如何に関わらずこれを返還しない。

第二種共済特別会計条例 第六条 3 復興共済積立金は、共済金以外に使用してはならない。

とあり、現時点では個別返還や他への流用は不可能である。共済制度存続か否かを含め今後のリスクに対応すべく、大規模災害を想定した場合の有効かつ効率的な活用方法を模索する必要があるのではないだろうか。

【提言】

1口1万円で1千万円の共済金が支払われる料率は加入者にとっては、大変魅力であるが、常識的に考えればある意味異常な料率である。一般の保険で火災+自然災害（地震を含む）で1千万円の補償金を受け取るには、最も安価な富山県で 66,700 円・南海トラフ地震が想定される愛知県にいたっては 247,400 円の掛金が必要である。10 口加入であれば当然各々 10 倍という大きな金額となる。

また、金融庁の意向によりこの制度の存続が今後とも認められるとは限らないことを勘案すると、永続的に大谷派の共済制度を維持していくことは非常に難しいと言わざるを得ない。よって抜本的な方向転換が必要ではないのか？

【課題】

第 67 回宗議会において、共済条例の一部改正が全会一致で可決され「本廟護持・儀式」部会で検討されてきた共済についての諸課題の中、復興共済見舞金の被災 20%以下の部分に対する評価が手厚くなったことと、被災現地調査に専門家を派遣することによる宗務役員の労務軽減がなされることは大きな前進であると考え。しかし、共済制度

の抜本的改革は今後避けて通れない道である。災害におけるの調査を専門家に委託する
今般の改正の先には、大規模広域災害に備えて、保険制度に移行する選択肢も含めて
議論をすべきである。以下のような検討がなされた事を加えておきたい。

- ・第1種共済 現行のまま
- ・第2種共済 現在の強制加入分
- ・第3種共済（新設）現在の第2種共済任意加入分（10口）約定履行保険
- ・第4種共済（新設）10口超の加入。保険団体加入より掛金30%オフ

いずれにしても業務を宗務所外に委ねるに当たっては、コスト意識を持ちつつ委託先が
固定化されないよう入札を定期的に繰り返すなどの方途策定が必要である。今後も共済
制度について真宗興法議員団政策調査会の闊達な議論が交わされていくことを望みます。

Ⅱ 儀式

(1) 本堂内における椅子式作法

宗祖七百五十回御遠忌法要の際、御影堂において参拝席で椅子が用いられたこともあり、近年普通寺院においては、生活様式の変化や参拝者の高齢化、障がい者への対応等により椅子席が増えてきています。参拝席については時代の流れに任せた個々の対応でよいと考えますが、内陣及び外陣については、普通寺院が各々独自に儀式を勤めている状態が散見されます。身近な問題としていたずらな混乱を招く前に何らかの規範が必要と考えます。特にこの制定を必要としているのは、正座の習慣のない海外開教区であると思われます。使用するか否かは住職が判断するものとして「椅子式作法」の制定は、仏具の調度と合わせて必要なことと思われます。第67回宗議会の一般質問に対して

現在、儀式指導研究所のなかに作業班を設け、担当研究員によって、まずは普通寺院、現場の声の聞き取りを行っております。足に障がいのある方の声も届き、バリアフリー化に関する課題などが浮かび上がってきております。また、他宗派の現況についても聞き取りを行い、あわせて関連する資料収集を行い調査・研究を行っております。引き続き、調査・研究を行い、椅子を用いた儀式作法をはじめ、現代にふさわしい法要のありかたを明らかにすべく、課題を整理し、提示してまいりたいと思っております。

との内局答弁を得ました。

儀式指導研究所における調査研究並びに早期の実施を切に願うことであります。

以下当部会で検討された内容を参考のために付記します。

【普通寺院における椅子式作法（参考）】

内陣（本間）

- 大前提として参詣席が既に椅子であること。
- 椅子は背もたれのないものとし、高さ凡そ 45cm 程度とする。
- 卓の高さは椅子に合ったものとし、凡そ 70cm 程度とする。
- 卓の対象は和讃卓・阿弥陀堂型経卓（脚を長くのばしたもの、台の上に従前の卓をおくことも可）
- 中啓を置く場所は専用の卓で置く場所が設定されているものはその場所に、もしくは台と卓の間に置く。（中啓落としの作法は無し）長脚型の卓の場合は配撤の作法あり。
- 着座の際、全ての装束において前捌き無し。
- 目線の問題、本堂新築の場合、椅子席に合った基準を設定する。既存の本堂での作法は今後の課題とする。
- 豎畳は基本的に撤去。礼盤・向畳の扱いは、豎畳同様に基本的に椅子式であるべきだが現状の荘厳でも可。岡崎別院にある句仏上人使用の礼盤作法を確認する。
- 内陣には、常に卓を6脚（向畳御讃卓を含む）出しておくことを基本とする。
- 履物（挿鞋・藁草履）の扱いは、常時着用として脱がないことを基本とする。

内陣（余間）

- 豎畳（置畳）の場合はこれを撤去。
- 畳敷詰の場合はそのままとして、内陣同様椅子を置く。
- 経積卓は長脚のものを使うか台の上にのせる。
- 内陣から向かって2畳目より椅子を置き前方より座る。
- 中啓は、左腰の帯に差し込むか後堂に据え置く。（尚、検討を要する）

外陣

- 鑿台の長脚化、若しくは台設置。
- 御文は本体のみ持参し拝読する。（箱無し）
- 中啓は、左腰の帯に差し込むか後堂に据え置く。（尚、検討を要する）

(2) 在家法要のあり方

かつて「同朋法要式」制定に向けた取り組みがありましたが、その後の進展は見られていません。それを望む者、疑問を呈する者様々な意見がありますが、特に在家法要のあり方について論義が重ねられ、具体的な案が示されて表現がなされました。

○法要前の準備

まず法要の主催者（施主）の方に、お内仏を開け、土香炉に線香、金香炉に火種を入れ、尊前（祖師前に燭台があるときは両尊前）に蠟燭を灯していただきます。

①法要開式の挨拶

- ・ ただいまより、法名(〇〇院)釋(尼)〇〇 殿、俗名〇〇〇〇様の法要を始めます。
- ・ まず初めに、阿弥陀仏(仏様)の徳をほめたたえる歌である伽陀が勤まります。続いて、この法要の意味を申し述べる表白が読まれます。
- ・ 引き続いて、御経(仏説阿弥陀経)が勤まりますから、(施主の方より)順に焼香に出てください。
- ・ 焼香の仕方は、焼香卓の前に進んでまず頭礼をし、焼香を二回したあと合掌します。焼香は手を持ち上げたりせず、香盒より手前に半円を描くように香炉の上に手を運びます。合掌を解き、再び頭礼を行い、自分の席に戻ります。
- ・ その後、正信偈を唱和しますので、本の〇〇ページを開いてご一緒にお読みください。
- ・ 最後に、〇〇ページの御文を読みますので、これもご一緒に御唱和ください。
- ・ では、始めさせていただきます。

②法要の手順

35 ページ末尾の法要式参照

③法話

④終了後の作業

法要の主催者（施主）の方に、お内仏の蠟燭を消し開式前の状態にし、挨拶をしていただきます。

⑤恩徳讃

法要の主催者（施主）はお内仏正面に座り、恩徳讃を斉唱。僧分も一緒に歌う。

以上実例を上げて示しましたが、今議会では以下の内局答弁を得ました。

新しい法要式について、儀式指導研究所においては、参加型の法要式や読誦の選択肢を設ける形での法要式について、これまでの取り組みで、ある程度の内容的な蓄積がございます。今後は新しい法要式を作ることにはこだわらず、そうした作業の成果などを用いて、各寺院でご住職方が自ら法要式を工夫できるような手引き、あるいはテキストなどの作成を考えていきたいと思っております。

また在家法要を勤めるにあたり、「御本尊を手渡す取り組み」の手続きへの疑問も呈されました。御本尊、授与物や院号法名のお届けにあたり、本山→教務所→住職→願主への流れが明確だとは言えず、御本尊授与に込められた願いを広めるために、別院を活用することの必要性等も話し合われました。

おわりに

名称が特化した当部会においては、ハード・ソフト両面にわたって様々な意見が出てまいりました。その他では、内事建物の今後のあり方、資料の保管場所、展示スペース、渉成園の活用、大谷祖廟納骨のあり方、理財部の設置、能舞台の活用、法要式における差別表現の読誦等々。吟味することが出来なかった問題は、今後課題を引き継がれる部会において調査研究がなされることを望みます。

以上

法要式（例）

- 一、焼香
- 一、合掌（総礼）
- 一、伽陀
- 一、表白
- 一、御経
- 一、経後念仏（ム上げ、昭和法要式の鑿入りを依用）
- 一、合掌（総礼）
- 一、正信偈 草四句目下 念仏讃 淘三 和讃 三首
- 一、回向
- 一、合掌（総礼）
- 一、御文
- 一、合掌（総礼）

※正信偈後の念仏讃は同朋奉讃でもよい

真宗興法議員団 政策調査会

会 長／木越 渉

副会長／酒井 良

【教学教化】

主 任／齊藤 法顕

副主任／内記 淨

東野 文恵

滝澤 康俊

鳥越 正道

酒井 良

諸岡 敏

今川 雅照

三品 正親

【財 政】

主 任／訓覇 浩

副主任／古賀 堅志

下谷 泰史

大橋 秀暢

富田 泰成

沼 秋香

高月 賢瑩

小林 光紀

轡田 普善

佐々木 高

【制度機構】

主 任／清 史彦

副主任／西受 秀文

新羅 興正

里雄 康意

望月 慶子

鷲山 宣裕

崖 啓互

井上 博

長峯 顕教

尾畑 英和

松岡 憲了

【本廟護持・儀式】

主 任／那須 信純

副主任／酒井 一明

勅使 忍

大谷 制以知

奧林 暁

鈴木 現秀

高屋 康順

富士澤 丞

竹内 彰典

坂本 敏朗

真宗大谷派 宗議会

真宗興法議員団

【事務所】〒656-0026 兵庫県洲本市栄町 4-3-43 浄泉寺内